

中央新幹線南アルプストンネル工事により、
水利用への影響が生じた場合の対応に係る確認事項

大井川の水資源は、流域の生活用水や農業用水、さらに工業用水、発電用水として多岐に亘り利用され、流域住民の生活や産業の発展に不可欠な財産である。

その一方で、中下流域においては、歴史的に河川に水が流れない状況となった経緯があり、今日においても、降水量が少ない年には渇水による取水制限が発生し、利水者間の相互調整によって、利水環境が維持されている状況にある。

そこで、大井川流域の関係者が抱える水利用への影響が生じることについての不安に真摯に向き合い、影響が生じた場合において、代替水源の確保等により水利用を継続的に進めるよう万全を期す観点から、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）及び静岡県（以下「県」という。）は下記の事項を確認する。

記

- 1 中央新幹線南アルプストンネル工事（以下「本件工事」という。）により、大井川流域¹において水利用への影響が生じた場合、JR 東海は、機能回復その他の水利用継続に向けた措置を適切に講じること。なお、当該措置のみによっては対応が困難な場合については、費用負担等の補償を行うこと。
- 2 1 に関して、大井川流域の関係者からの請求期限及び対象期間について、予め期限や限度を定めることはせず、JR 東海は機能回復や費用負担等の補償を行うこと。

¹ 本確認事項において、大井川流域とは、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町及び川根本町の区域のことをいう。

- 3 JR 東海は、本件工事と水利用への影響の因果関係の立証については大井川流域の関係者及び県に求めず、専門家の見解を得られる仕組みを整え、速やかに調査を行うこと。
- 4 本件工事の影響や対策の実施状況については、国土交通省も関与する中立的・継続的なモニタリング体制において専門的見地から確認し、国土交通省の指導のもと、JR 東海において所要の対応が講じられるようにすること。

令和 8 年 1 月 24 日

静岡県知事

鈴木 康友

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

丹羽 俊介

国土交通省は、JR 東海と県との間で本確認事項について合意が調ったことを確認する。

（立会人）

国土交通事務次官

水嶋 智

なお、本書については 3 通作成し、JR 東海、県及び国土交通省は、署名の上、各自その 1 通を保有する。